

## 議案第19号

### 平成28年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| (1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積   | 3.7ヘクタール  |
| (2) 境港外港昭和地区埋立地売却面積   | 1.0ヘクタール  |
| (3) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 | 13.7ヘクタール |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 埋立事業収益	559,110千円
第1項 営業収益	514,128千円
第2項 営業外収益	44,982千円
支 出	
第1款 埋立事業費	581,991千円
第1項 営業費用	509,186千円
第2項 営業外費用	28,429千円
第3項 特別損失	44,376千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額425,000千円は、当年度分損益勘定留保資金425,000千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出 425,000千円

第1項 他会計からの長期借入金償還金 425,000千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、66,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用と特別損失との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 16,226千円

（他会計からの補助金）

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

(1) 職員の児童手当に要する経費 120千円

平成28年2月22日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治